

令和 6 年度
南国市教育委員会事務点検・評価委員会

報告書

令和 7 年 6 月
南国市教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の一部が平成 19 年 6 月に改正され、平成 20 年度から全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。

これまで南国市教育委員会では、こうした趣旨を踏まえ、教育委員会による点検・評価を行い、公表を行ってきましたが、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用については、実施していませんでした。

そこで、令和 2 年度分より「南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱」を定め、教育に関し学識経験を有する者で構成する「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施しております。

このたび教育委員会が行いました事務の管理及び執行の状況に係る自己点検について、「事務点検・評価委員」による点検・評価を実施していただき、**令和 6 年度**の「報告書」としてまとめましたので公表いたします。

南国市教育委員会

教育長 竹内 信人

○令和 7 年度南国市教育委員会事務点検・評価委員

	氏 名	所 属	役 職
1	田村 由香	高知学園大学 高知学園短期大学 幼児保育学科	教授
2	竹中 利文	株式会社 土佐力舎	代表取締役社長
3	藤中 雄輔	高知大学教職大学院	特任教授

【点検・評価の基本的な在り方について】

- ・教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。
- ・教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

【事務点検・評価委員について】

- ・事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。
 - (2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。
 - (3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

【報告書の作成及び公表について】

- ・教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。
- ・教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

【点検・評価の改善の検討について】

- ・教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

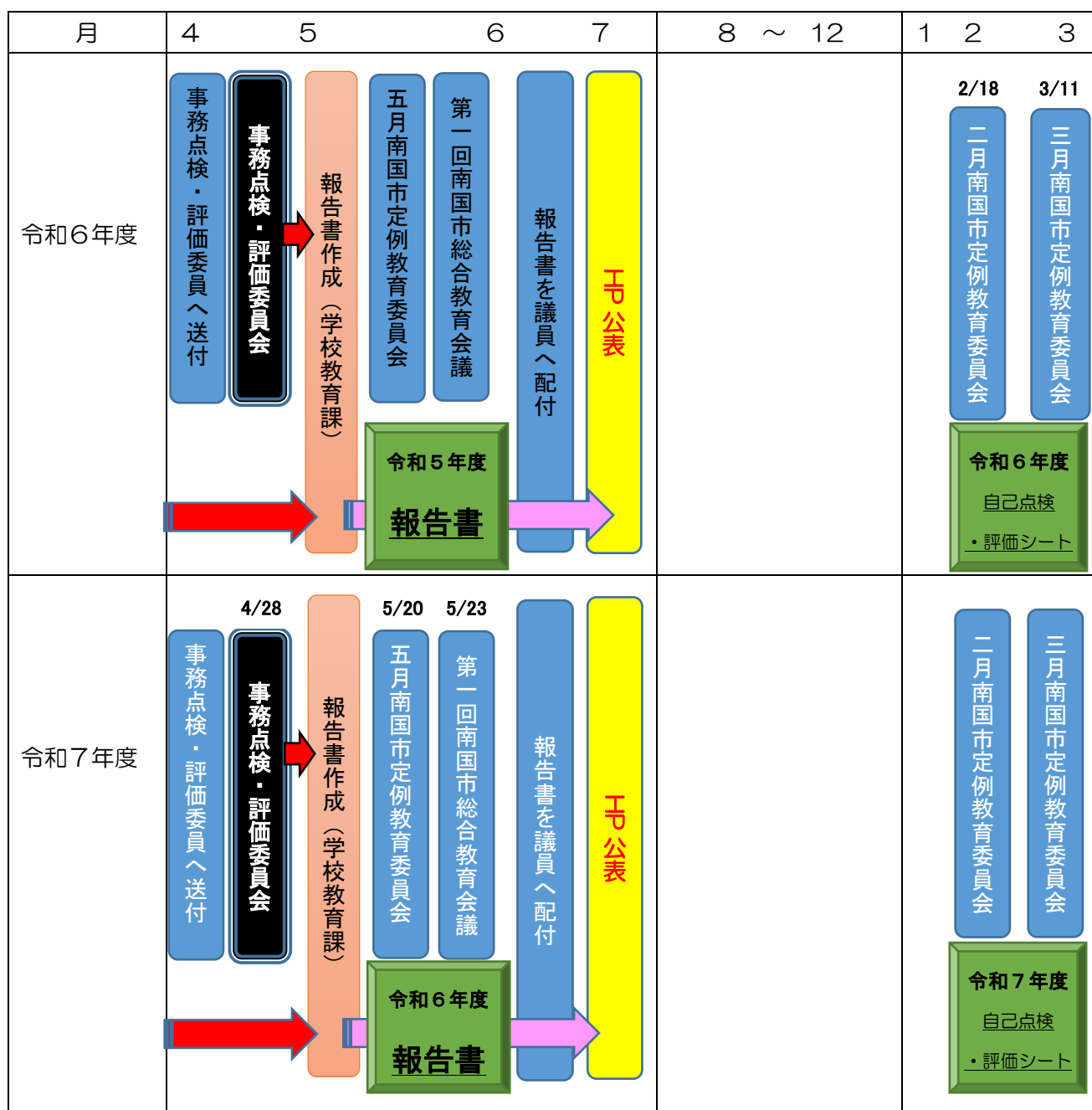
【点検・評価の流れについて】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



<学校教育課の取組について>

【六育に共通する取組】

1 保幼小中連携学力向上プロジェクト事業

「架け橋期カリキュラム開発会議」を実施し、取組をスタートしたがコロナ禍や新しい教員が増えてきた影響等もあり、繋がりが希薄となっていた状況もあり、交流の活発化に至っていないことはわかった。

そこで、今後、開発会議を進めていくにあたっては、所属長だけでなく担当者も入って推進していければ良いと思う。

2 安心・安全な学校プロジェクト事業

3 不登校プラスワン未然防止等事業

いじめ重大事態について、令和4・5年年度から続いている事案がいくつかあることや、不登校問題においても個人情報の絡みもあり、なかなか解決は難しいのではないかと。その中で、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思う。」の割合が増えていることやいじめの重大事態が令和6年度は発生していないこと、不登校の取組では、南国市は増加していない等については、徐々にではあるが成果は出ている。したがって、プロット図において、成果度は「中」となっているが、令和6年度の評価は「高」にしても良いのではないかと。

令和6年度、ゲートキーパー養成研修で、保護者が参加していることはすごく素晴らしいと思う。もちろん教職員も関わってくださり、教育委員会が動いていただいていると思うが、南国市はPTA活動に熱心な保護者がいるということもあり、連携が比較的とりやすい。したがって、先生方との信頼関係が結べていて、様々な成果にも結びついていると思う。

4 コミュニティ・スクール推進体制構築事業

「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」が全校に設置された現状において、学校運営協議会の方に主軸を置くと、どうしても学校ということになってしまうため、生涯学習課の「地域学校協働本部」と一緒に1つの事業という形でやったほうが良いのではないかと。そうすれば、学校と地域それから市教委、そういった三者がどのような形で動いていくのかを考えると、学校が全部背負わなければならないとか、或いは地域や市教委との関係において、受け身にまわるといったことがでてきて、温度差が出ることが少なくなると思う。これまでの開かれた学校づくり推進委員会は制約がない中で、学校をよりよい学校にするためにみんなが協力していたと思う。一定の枠組みができた中で学校運営協議会ができると、どうしても三者が一緒になってやるということをして市教委が誘導していく必要がある。

現在は、それぞれに事業が動いている部分はわかるが、やはり学校を中心に置いて考えると、三者一体的な取組を進めるべき時だと思う。

5 ゆるやかな学期スタート事業

ゆるやかな学期スタート事業については、一定の評価がでている。いろいろな意味で保護者の声だったり、学校の声もあったりするが、今後も持続可能なものにしてほしい。学校の業務内容の見直しを強調されているが、なかなか学校独自で削ることは難しいため、今までの学校のスケジュールを見て、まずは南国市全体で話し合いをしていかないといけない時期ではないかと思う。

是非、学校の業務内容の見直しを進め、簡素化しても趣旨は生かされるといった先進事例はたくさんあると思うので参考にして、まずは4月当初を上手くやることで、この事業が他の市町村にはない南国市ならではの取組になっていく。授業時数もしっかりと確保するという視点のもとにやっているため、好事例になるのではないかと思う。今は色々な要素がありプラスばかりではないが、市教委が考え学校と共に作り上げた良い取組であるため、更なる推進をしていただきたい。

小学校では、新卒新採の教員が多くなっている現状で、学級担任をすることになる。したがって、学級開き等、色々な準備ができる時間確保という面で非常に良い取組だと思う。中学校は、定期試験の在り方を変えることによって、かなりの時間確保ができる。定期テストから単元ごとのテストに移行することで、これまでに定期テストにかけていた膨大な時間を有効に使うことができる。

このように、今までやってきたことを変えることができる時代になってきているのではないか。全国学調や県版学テ、標準テストを含め、トータルの学力を見るものは定期テスト以外でも出来るので、定期テストが本当に必要なのかについても議論していくと良いと思う。

教職員の方にだけメリットがあると感じられているように取られるのですが、子どもたちも新入学の児童・生徒だけでなく、やはり学年が変わるだけでも相当なストレスだったりする。ゆとりがあってゆっくり始まれるというのは、子どもにとってもメリットがあると思う。保護者の意見の「学校の理由は理解できるが。」というところは、教職員のためだけにというように捉えられているので、やはり子どもにとってもメリットがあるというところをもっと出していくと良いと思う。

また、「親が通常勤務で子どもの預け先に困る。」という意見は、少数意見であっても大事にしなければいけない。本来は、今の世の中の子育て支援の観点からすると、勤務先に働きかけていくべきことだと思うが、まだ世間一般的にはそうになってない。子育て支援課が行っている子育て支援とも関連があるかと思うので、そういった観点からも考えて、こういう保護者も救われるようなことも考えてほしい。

【「食」の取組】

13 南国市学校給食アドバイザー事業

南国市は、米飯給食を教育委員会挙げて率先して推進してきた市だと思う。米の高騰化の影響を受けていると思うが、全ての学校で続けていることは素晴らしいことだと思う。

南国市も農業のあり方等も変わってきている部分はあると思うが、子どもたちに、南国市の特色である米飯給食を持続可能な形で、見せながらそして食べていくということはすごく大事なことだと思う。食育は、本当に南国市の1つの宝だと思うので、是非、頑張ってください。

【「防」の取組】

16 高知県学校安全総合支援事業

防災士の資格取得が、中学生ぐらいから意識して取り組んでいることは大変素晴らしいと思う。是非、その中学生たちが高校や大学へ行った時に、資格を生かした何か活躍ができるようなことへの後押しができれば良いと思う。

また、津波による浸水中学校区での実施から、令和6年度は、土砂災害警戒区域の北陵中学校区ということであり、山側は海側とは違い、危機意識が高いとは言えないところがある。しかし、土砂災害警戒区域は地震の時には、山津波も起こる。北陵中学校区をきっかけに、土砂災害に対しての防災も考えていることは、大変良い。このように、色々な観点から防災学習をすることは大事だと思う。

<生涯学習課の取組について>

【(2) 地域住民が主体的に学び楽しむ生涯学習の推進】

<生涯学習課の取組について>

生涯学習課関係の、それぞれの事業が本当にきめ細かく立てられ、成果を上げれるように事業を進めるために、努力されている事がよくわかり、評価も高く良いと思う。

そんな中で、事業によってマンパワーであったり、予算であったりかなり多くの課題が載せられている。一度、生涯学習課全体で整理をしたらどうか。教育委員会として努力をされているがゆえに、毎回こういう評価表を作ると同じ言葉になってしまう。そろそろ、例えば、これらの事業について集中化することを整理する時期に来ていると思う。教育委員会内にプロジェクトチームというか検討会を立上げて、数年間の計画の原案を作成し、順次集中化して実施していくべきと思う。

2 高齢者教室事業について

19 地域交流センター文化事業

20 美術展覧会開催

生涯学習課がやっている事業で、高齢者教室事業は、概ね今のままで方向性はいいけれど、予算等、考えなくてはいけないところもある。地域交流センター文化事業のところも、成果は出ているけれども、予算の必要性等やり方を考えなくてはいけない。美術展覧会開催は、やり方やテーマ等も考えないといけない。この3つは、プロット図の位置は真ん中の評価であり、非常に苦しんでいるのではないかと見てとれる。全て市が主催であるため、無料で受講できたり、基本的には無料でやられたりするところがあると思う。

もちろん、無料だから来ているという方もいることも理解した上で、受益者負担として考えると、この人の話を聞きたいという講師を招聘すれば、お金を払ってでも聞きに来たいという人もいると思うし、市主催だと営利の形が難しいとなるならば、何百円とか何千円とかという形で受講できるというのも良いのではないのか。また、外に民間委託するというのもありなのではないのか等、そうすることは、市民の喜びにも繋がるのではないかと思う。

○南国市教育委員会事務点検・評価実施要綱

令和3年6月15日南国市教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するとともに、その目的・目標に照らしながら当該施策の特性に応じた観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

(事務点検・評価委員)

第3条 教育委員会は、前条第2項の規定に基づき、南国市教育委員会事務点検・評価委員（以下「事務点検・評価委員」という。）を置く。

2 事務点検・評価委員は3名以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 事務点検・評価委員は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 教育委員会の事務の点検及び評価の方法に関すること。

(2) 教育委員会の所管部署が実施した事務の点検及び評価に関すること。

(3) その他教育委員会が事務の点検及び評価に関し必要と認めること。

4 事務点検・評価委員の任期は、2年とする。ただし、補充の事務点検・評価委員は、前任者の残任期間とする。

(報償費及び費用弁償)

第4条 事務点検・評価委員の報償費は、1日13,000円とする。

2 事務点検・評価委員の費用弁償は、南国市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和55年南国市条例第19号）の規定により支給する。

(報告書の作成及び公表)

第5条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作

成し、議会へ提出するとともに市民へ公表するものとする。

- 2 教育委員会は公表した報告書について市民から意見があった場合は、施策又は事務の点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検・評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、事務の点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、本市の行政評価の動向も参考にしながら、その改善について検討を行う。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

おわりに

本年度「事務点検・評価委員」の皆様より、それぞれの専門分野やこれまでのご経験を生かし多数の意見や提言をいただいたことは、これからの本市における「事務点検・評価」の在り方等だけでなく、本市の教育行政の推進においても貴重なご示唆をいただいたものと存じます。

このたび点検・評価の過程を通じ、課題となりました点につきましては、幼稚園・学校・家庭・地域との連携を密にし、生涯学習の視点に立ち、保育・教育・文化の環境整備・充実に今後も努めてまいります。

最後になりますが、本報告書の作成にあたり貴重な助言をいただきました事務点検・評価委員の皆様には深く感謝申し上げます。

令和6年度南国市教育委員会
事務点検・評価報告書

発行年月日 令和7年6月

発 行 南国市教育委員会

編 集 南国市教育委員会事務局

学校教育課・生涯学習課

〒783-8501 南国市大涌甲 2301

電話番号 (088) 880-6568 (直通)